

【訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示】

令和 8 年 9 月

株式会社アルデバラン

訪問看護ステーションフレッシュ

訪問看護ステーションフレッシュは、令和 6 年度診療報酬改定に伴う「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に関して、地方厚生局長等へ届出を行っております。当ステーションの看護師等（准看護師を除く）は、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）により、利用者様の診療情報、薬剤情報その他必要な情報を取得及び、活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供に努めております。また、マイナ保険証の利用促進を通じて、医療 DX を活用した質の高い医療の提供に取り組んでおります。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和 8 年 10 月より算定	訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月
-----------------	------------------	--------

【施設基準】

1. 電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っている訪問看護ステーションであること。
2. 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
具体的には看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
5. 掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

【個人情報の取扱いについて】

取得した診療情報・薬剤情報等については、個人情報保護関係法令及びガイドラインを遵守し、訪問看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。